

## 不動産鑑定業者(国土交通大臣登録)の登録証明書の発行 <<四国版>>

手 続 名	不動産鑑定業者(国土交通大臣登録)の登録証明書の発行
手 続 対 象 者	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県に主たる事務所をおく不動産鑑定業者(国土交通大臣登録)で登録証明書を必要とする者
提 出 時 期	随時
提 出 方 法	郵送または持参(持参されても即日発行は行いません)
手 数 料	なし
添 付 書 類	所要の切手を貼り、あて先を記入した返信用封筒を同封してください。
部 数	必要となる証明書の部数に1部を加えた部数を提出してください。
申 請 書 様 式	不動産鑑定業者登録証明願 ※様式はホームページからダウンロードしてください。
留 意 事 項	登録証明願書【記載例・記載要領】を参照のうえ作成してください。
提 出 先	〒760-8554 高松市サンポート3-33 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 資力確保・鑑定評価指導係 TEL: 087-851-8061 (内線: 6158)
相 談 窓 口	上記の提出先
発行に要する期間	1週間程度